特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	収納及び滞納に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
杵築市は、収納及び滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県杵築市長

公表日
令和5年3月6日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	収納及び滞納に関する事務
②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に従い、収納・滞納管理に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①住民税、軽自動車税、固定資産税、、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の督促及び滞納処分及び徴収、又は調査に係る事務 ②①に掲げる地方税又は料金の徴収猶予に係る事務 ③地方税又は料金の過誤納における還付・充当処理に係る事務
③システムの名称	・Acrocity（総合収納管理、行政基本） ・ThinkTax滞納整理システム ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
収滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成二十五年法律第二十七号） 第九条第一項及び別表第一の16、30、59、68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条　第24条　第46条　第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒873-0001　大分県杵築市大字杵築377-1　杵築市役所総務課　電話：0978-62-1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒873-0001　大分県杵築市大字杵築377-1　杵築市役所税務課 電話：0978-62-1805

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	Ⅰ関連情報3. 個人番号の利用　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成二十五年法律第二十七号） 第九条及び別表第一の16、30、59、68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条　第24条　第46条　第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成二十五年法律第二十七号） 第九条第一項及び別表第一の16、30、59、68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条　第24条　第46条　第50条	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ関連情報5. ②所属長	税務課長	税務課長　篠田　邦昭	事後	
平成29年7月20日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年7月20日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年6月27日	Ⅰ関連情報　1. 個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に従い、 収納・滞納管理に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①住民税、軽自動車税、固定資産税、、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の督促及び滞納処分及び徴収、又は調査に係る事務 ②①に掲げる地方税又は料金の徴収猶予に係る事務	地方税法、国民健康保険法及び介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に従い、 収納・滞納管理に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①住民税、軽自動車税、固定資産税、、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の督促及び滞納処分及び徴収、又は調査に係る事務 ②①に掲げる地方税又は料金の徴収猶予に係る事務 ③地方税又は料金の過誤納における還付・充当処理に係る事務	事後	
平成30年6月27日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施期間における担当部署　②所属長の役職名	税務課長　篠田　邦昭	税務課長	事後	
平成30年6月27日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
平成30年6月27日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月28日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	・Acrocity総合滞納管理/Acrocity総合収納管理 ・MCWEL後期高齢者システム ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー	・Acrocity（総合収納管理、行政基本） ・ThinkTax滞納整理システム ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー	事前	変更日付けでシステム変更を実施することに伴う変更
平成31年1月28日	Ⅳリスク対策	―	新様式による追加	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目1．いつ時点の計数か	平成30年6月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目2．いつ時点の計数か	平成30年6月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年12月6日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	―	Eメールアドレスの削除	事後	
令和1年12月6日	Ⅱしきい値判断項目1．いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	
令和1年12月6日	Ⅱしきい値判断項目2．いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	
令和2年11月17日	Ⅱしきい値判断項目1．いつ時点の計数か	令和1年10月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年11月17日	Ⅱしきい値判断項目2．いつ時点の計数か	令和1年10月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年11月17日	Ⅳリスク対策　8．監査	[○]外部監査	[　]外部監査	事後	
令和3年11月26日	Ⅱしきい値判断項目1．いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年10月1日	事後	
令和3年11月26日	Ⅱしきい値判断項目2．いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年10月1日	事後	
令和5年3月6日	Ⅱしきい値判断項目1．いつ時点の計数か	令和3年10月1日	令和4年10月1日	事後	
令和5年3月6日	Ⅱしきい値判断項目2．いつ時点の計数か	令和3年10月1日	令和4年10月1日	事後	
令和5年3月6日	Ⅳリスク対策　8．監査	[　]外部監査	[○]外部監査	事後	